

2 国民の保護のための措置における情報の流れ

国民保護法第8条の規定に基づき、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民の保護のための措置に関する情報については、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するように努める必要があります。

警報の通知及び伝達について [国民の保護に関する基本指針第4章第1節等]

警報の通知・伝達を全国に迅速かつ確実に通知・伝達するため、中央防災無線、消防防災無線、都道府県防災行政無線及び市町村防災行政無線を中心に、霞が関WAN、総合行政ネットワーク（LGWAN）、地域衛星通信ネットワーク等、これらの情報通信手段を効果的に活用して、国から地方公共団体及び放送事業者等の指定公共機関へ通知・伝達します。

